

枚方市条例第 5 号

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項を次のように改める。

6 削除			
---------	--	--	--

別表第1の8の項中「地方税関係情報」を「身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は地方税関係情報」に改め、同表13の項を次のように改める。

13 削除			
----------	--	--	--

別表第1の16の項中「地方税関係情報」を「身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は地方税関係情報」に改め、同表に次のように加える。

20	市長	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は介護保険料関係情報であって規則で定めるもの
----	----	---	--------------------------------

附 則 [令和元年6月25日公布]

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和元年9月30日までの間における改正後の別表第1の20の項の規定の適用については、同項中「事務」とあるのは、「事務（同法附則第2条の規定による準備行為に係るものに限る。）」とする。